

令和6年8月27日

令和6年8月
新潟県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

新潟県後期高齢者医療広域連合議会

新潟県後期高齢者医療広域連合議会 8 月定例会
令和 6 年 8 月 27 日

◎ 議事日程 第 1 号

令和 6 年 8 月 27 日（火曜日）午後 1 時 00 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
 - 第 2 会期の決定について
 - 第 3 議案第 8 号 新潟県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
 - 第 4 議案第 9 号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
 - 第 5 議案第 10 号 令和 5 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
 - 第 6 議案第 11 号 令和 5 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 第 7 議案第 12 号 令和 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
 - 第 8 議案第 13 号 令和 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
-

◎本日の会議に付した事件

ページ

日程第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・	4
日程第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・	4
日程第 3	議案第 8 号 新潟県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について・・・・・・・・・・	5
日程第 4	議案第 9 号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・	7
日程第 5	議案第10号 令和 5 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について・・・・・・・・・・	8
日程第 6	議案第11号 令和 5 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について・・・・・・・・・・	8
日程第 7	議案第12号 令和 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）・・・・・・・・・・	8
日程第 8	議案第13号 令和 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）・・・・・・・・・・	8

◎出席議員（30 名）

古 泉 幸 一	大 竹 雅 春	高 橋 浩 輔
馬 場 博 文	山 本 博 文	板 倉 久 徳
阿 部 守 男	森 山 一 理	鈴 木 一 郎
徳 永 英 明	鈴 木 一 之	タナカ ・ キン
田 中 立 一	横 尾 祐 子	長谷川 政 弘
大 滝 勝	佐 藤 定	星 野 みゆき
目 黒 哲 也	渡 辺 栄 六	高 崎 美由貴
花 井 譲 温	中 野 和 美	宮 澤 直 子
中 野 勝 正	岸 野 雅 人	村 山 郁 夫
酒 井 久 雄	平 田 広	神 丸 勝 博

◎欠席議員（0 人）

◎説明のため出席した者

広域連合長	磯田達伸
事務局長	永井康生
業務課長	寺山隆史
総務課総務係長	岡薫
総務課企画係長	高橋良子
業務課医療給付係長	高渡喜子
業務課資格保険料係長	大澤秀明

◎職務のため出席した者

議会事務局長	五十嵐草子
議会事務局員	皆川良太
議会事務局員	中村栞理

午後 1 時 00 分 開議

○議長（古泉幸一） 会議に先立ち、諸般の報告をいたします。

内容につきましては、お手元に配付してあるとおり監査結果の報告です。

監査委員より、本年 2 月から 7 月までの例月現金出納検査結果についての提出がありました。

検査の結果、計数等はいずれも正確で、出納事務についても適正であると認められたというものです。

ここに御報告を申し上げます。

○議長（古泉幸一） これより、令和 6 年 8 月新潟県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。ただ今の出席議員は 30 名であり、地方自治法第 292 条において準用する同法第 113 条の規定による定足数に達しております。

△日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（古泉幸一） それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 74 条の規定により、議長において、大竹雅春議員及び村山郁夫議員を指名いたします。

△日程第 2 会期の決定について

○議長（古泉幸一） 次に、日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

△日程第 3 新潟県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

○議長（古泉幸一）次に、日程第 3、議案第 8 号「新潟県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題といたします。

広域連合長の説明を求めます。

◎広域連合長（磯田達伸）はい。議長。

○議長（古泉幸一）磯田広域連合長。

〔広域連合長、登壇、説明〕

◎広域連合長（磯田達伸）広域連合長の磯田であります。

令和 6 年第 2 回広域連合議会の開催にあたりまして、後期高齢者医療制度の運営に対し、広域連合議会並びに被保険者の皆様から、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げる次第であります。

元日に発生した能登半島地震から 8 か月余りが経過しようとしておりますが、県内においても自治体による被災された方々への、あるいは事業者への再建支援が進められております。

広域連合といたしましても、一日も早く平穏な暮らしに戻られますことを心から願うとともに、引き続き保険者として被災者支援に取り組んでまいります。

また、本年 12 月 2 日からは、被保険者証の新たな発行を行わないこととなります。しかしながら、市町村の皆様と連携し、周知を図り、スムーズに受診できるよう対応に努めてまいります。

それでは、議案第 8 号につきまして説明をさせていただきます。議案第 8 号、副広域連合長の選任についてであります。

本年 2 月 3 日をもって前副広域連合長の任期が満了し、空席となっております。この度、副広域連合長に阿賀町の神田一秋氏を選任いたしたく、当広域連合規約第 12 条第 4 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御同意をお願いいたします。

○議長（古泉幸一） これより、議案第8号「新潟県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」の質疑に入ります。通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第8号「新潟県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を採決いたします。

本件を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

〔神田副広域連合長 入場・着席〕

○議長（古泉幸一） この際、神田副広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可します。

◎副広域連合長（神田一秋） はい。議長。

○議長（古泉幸一） 神田副広域連合長。

〔神田副広域連合長 登壇・挨拶〕

◎副広域連合長（神田一秋） 一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、副広域連合長の選任議案に御同意をいただき、誠にありがとうございます。

これからは、磯田広域連合長を補佐し、職員の皆様と共に被保険者の皆様が安心して医療サービスを受けられるよう、後期高齢者医療制度の運営に誠心誠意、努めて参りたいと考えております。どうか、議員の皆様方におかれましては、これまで以上の御支援と御鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。いただきまして、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

△日程第4 議案第9号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

△日程第5 議案第10号 令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第6 議案第11号 令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第7 議案第12号 令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

△日程第8 議案第13号 令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（古泉幸一）次に、日程第4、議案第9号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」から日程第8、議案第13号「令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」までを一括議題といたします。

広域連合長の説明を求めます。

◎広域連合長（磯田達伸）はい、議長。

○議長（古泉幸一）磯田広域連合長。

◎広域連合長（磯田達伸）それでは、議案第9号から第13号につきまして御説明いたします。

始めに、議案第9号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」であります。

内容といたしましては、本条例における被保険者証の返還にかかる罰則規定の根拠である「高齢者の医療の確保に関する法律」の 171 条第 2 項が削除されることから、本条例においても引用する第 28 条を削除し、以降を繰り上げるものであります。

次に、議案第 10 号「令和 5 年度 新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定」及び議案第 11 号「令和 5 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」につきまして、御説明申し上げます。

始めに、一般会計の決算についてであります。

主な歳入は、構成する県内全市町村からの負担金のほか、国庫補助金などがございます。

次に、主な歳出であります。事務局の運営経費など、後期高齢者医療制度の円滑な運営に必要な経費でございます。

令和 5 年度一般会計の決算額は、歳入総額 12 億 3,774 万 8,941 円で、収入率 100.0 パーセント、歳出総額 11 億 4,277 万 9,707 円で、執行率 92.3 パーセント、歳入歳出差引額は 9,496 万 9,234 円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算についてであります。

まず、主な歳入は、構成する県内全市町村からの支出金のほか、国、県、支払基金からの支出金・交付金及び繰入金などです。

次に、主な歳出ですが、療養給付費などの保険給付費のほか、健康診査や重症化予防、フレイル対策といった事業を実施する保健事業費などがあります。

令和 5 年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額 2,864 億 7,858 万 1,555 円で、収入率 99.5 パーセント、歳出総額 2,838 億 2,127 万 1,615 円で、執行率 98.6 パーセント、歳入歳出差引額は、26 億 5,730 万 9,940 円となっております。

次に、議案第 12 号「令和 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」についてであります。

歳入歳出予算に、それぞれ 2,580 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 18 億 7,887 万 4,000 円とするものであります。内容といたしましては、郵便料改定に伴い後期高齢者医療特別会計予算が不足することから、所要の経費を補正するものであります。

次に、議案第 13 号「令和 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。

歳入歳出予算に、それぞれ 28 億 9,194 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総

額を、それぞれ 2,985 億 2,683 万 1,000 円とするものでございます。

内容といたしましては、本年 10 月からの郵便料の改定により影響を受ける、通信運搬費に対する一般会計繰入金の増加、支払基金拠出金が見込みを上回ったことに伴う増加、医療財政調整基金への積立金、及び令和 5 年度医療給付費の実績に基づく各種負担金や補助金等の精算に係る経費などを補正するものであります。

以上、御提案いたしました議案について御説明申し上げます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。以上であります。

○議長（古泉幸一） 次に、事務局長から本件についての補足説明の発言を求められておりますので、これを許可します。

○事務局長（永井康生） はい。議長。

○議長（古泉幸一） 永井事務局長。

○事務局長（永井康生） それでは、議案第 9 号から第 13 号についての補足説明をさせていただきます。

事前に送付させていただいております薄い冊子、「令和 6 年 8 月議会定例会提出議案の概要」により、議案の概要を説明いたしますので、お手元に御用意をお願いいたします。

「概要」5 ページをお開きください。

議案第 9 号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」です。

おめくりいただいて 7 ページです。

「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の第 28 条の罰則規定において、引用いたします「高齢者の医療の確保に関する法律」第 171 条第 2 項が削除されることから、本条例において罰則の根拠がなくなるため所要の改正を行うものでございます。

裏面の 8 ページ、新旧対照表を御覧ください。

改正の内容といたしましては、罰則を規定する本条例第 28 条を削除するとともに、削除により発生する条ずれ及び目次の参照について整理を行うもので合わせて経過措置として、施行前に行われた行為については、改正前の本条例の罰則規定を適用することを補足に規定するものです。

次に、議案第 10 号、11 号の決算に関する説明になりますが、議案概要の説明に入る前に、関連資料としてお付けをしていますカラー印刷の A 3 版の横 1 枚もの

の資料「令和５年度決算に係る事業概要説明」これによりまして、決算に表れている被保険者数や医療給付費などの主な数値の経年変化などについて御説明をいたします。お手元に御用意をお願いいたします。

なお、この資料は、「令和５年度主要な施策の成果説明書」をベースにいたしまして、数値をグラフ化したものでございます。

まず、「① 被保険者数の推移」についてです。被保険者数は令和５年度の月平均で 38 万 9,278 人、対前年度比 2.6 パーセント増となっております。

令和３年度以降、増加し続けておりますけれども、これはいわゆる団塊の世代の方々が後期高齢者医療制度の対象となる 75 歳に到達したことに伴う増加であると分析しております。この傾向は、令和６年度まで継続するものと考えています。

次に、保険給付費のうち、審査支払手数料、葬祭費及び傷病手当金を除いた「医療給付費の推移」についてでございます。

令和５年度は、2,760 億 5,801 万円で、対前年比 4.0 パーセントの増となり、全国の「医療費」の動向と比較では、若干ですが増加率は低くなっています。

医療給付費の増減を診療種別ごとに見ると、内科が 3.3 パーセント、歯科が 3.8 パーセント、調剤が 1.1 パーセント、その他が 18.1 パーセントの増となり、後ほど「１人当たり医療給付費」でも御説明いたしますが、令和２年度に大きく落ち込んだ新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えの解消及び、団塊の世代の方々が後期高齢者医療の対象となる 75 歳を迎えたことに伴う、被保険者の増加によるものであると分析しております。

次に、「③ １人当たり医療給付費の推移」です。

令和５年度は、年額 70 万 9,154 円、対前年比 1.4 パーセントの増となっております。

グラフを御覧いただきますとお分かりのとおり、医療給付費について、令和２年度は大きく減少しましたが、令和３年度以降、増加傾向で過去最大となっております。

なお、対前年比実績値プラス 1.4 パーセントは、全国の「１人当たり医療費」の動向と比較しますと、全国平均値のプラス 0.9 パーセントよりも高くなっております。

次に、「④ 保険料収入(現年度分)の推移」でございます。令和５年度は 208 億 5,838 万円で、対前年比は、2.0 パーセントの増となりました。

次の「⑤ １人当たり平均保険料の推移」についてですが、令和５年度の１人当たり平均保険料は、年額 5 万 1,448 円で、対前年比は、698 円の増、割合で言いますと 1.4 パーセントの増となっております。

次の「⑥ 保険料軽減額と対象者数の推移」ですが、保険料の軽減額は、65 億 8,290 万円、前年比 3.1 パーセントの増となり、軽減適用の対象者数は 28 万 5,587 人で、4.0 パーセントの増となっております。先に説明した１人当たり平均保険料

が増加したことに、影響を与えたものと推察しています。

最後に、「⑦ 市町村負担金の推移」ですが、これは、医療給付費等を一定の割合で市町村が負担するもので、286 億 1,578 万円であり、対前年比で 5.9 パーセントの増となっております。

以上、決算に表れている主な数値の経年変化について御説明いたしました。

それでは「議案概要」にお戻りいただき、9 ページをお開きください。

議案第 10 号「令和 5 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」です。

おめくりいただき 11 ページ、主なものを御説明いたします。

なお、参考として各説明欄に決算書の該当ページを記載させていただいております。

「決算概要」は、歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差引額ともに記載のとおりであり、差引額 9,496 万 9,234 円は、令和 6 年度に繰り越し、市町村からの共通経費負担金の減額や国庫補助金等の返還などの財源といたします。

中ほどの「主な歳入」です。構成各市町村から事務的経費に対して負担をいただいている「分担金及び負担金」、そして、当広域連合に意見を聴く場として設置をしております被保険者、医療関係者、保険者、学識経験者などで構成する「医療懇談会」について、その運営等の経費に対して交付される特別調整交付金である「国庫支出金」のほか、「諸収入」などでございます。金額については、記載のとおりとなっております。

続きまして、「主な歳出」ですが、「総務費」の「特別会計事務費繰入金」は、医療給付に関係する事務費や標準システムの維持管理及び改修に係る経費などに対し、一般会計から特別会計へ繰り出したものです。

その他については、記載のとおりとなっております。

次に、13 ページ、議案第 11 号「令和 5 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」です。

おめくりいただき、15 ページです。主なものを御説明いたします。

「決算概要」は、歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差引額ともに記載のとおりです。差引額 26 億 5,730 万 9,940 円でございます。令和 6 年度に繰り越し、令和 5 年度分の療養給付費等の精算に伴う市町村・国・県及び支払基金への返還金の財源として充当するほか、残額を医療財政調整基金に積み立てます。

次に、中ほどの「主な歳入」です。

「市町村支出金」、「国庫支出金」、「県支出金」及び「支払基金交付金」は、主に歳出における療養給付費等の財源として、それぞれに定められた負担率により受け入れたものでございます。「繰入金」は、特別会計に係る事務費分の財源として受け入れた「一般会計繰入金」と療養給付費等の不足により医療財政調整基金を取り崩したことに伴う「医療財政調整基金繰入金」となっております。「繰越金」

は、令和4年度からの繰越金です。

次に、「主な歳出」です。

「総務費」は、決算額17億1,479万5,109円となり、事業別の主な内訳は記載のとおりです。

次に、16ページの「保険給付費」です。決算額は記載のとおりとなっており、内訳については、療養給付費、その他療養諸費、審査支払手数料、高額療養諸費、葬祭費及び傷病手当金です。前年度比3.9パーセントの増となっておりますが、支出額の大部分を療養給付費が占めているものであります。

「県財政安定化基金拠出金」は、保険料収入額の不足等に対する財政リスク軽減のために新潟県が設置しております基金に対しての広域連合からの拠出金です。国、県、広域連合がそれぞれ3分の1ずつを拠出し、基金を造成しております。

17ページの「保健事業費」です。健康診査については、各市町村への委託料でございます。各市町村の目標とする計画人数に対する受診率は94.1%、令和4年度より1.2ポイント上昇し、新型コロナの影響で落ち込んだ受診率は、コロナ禍前の水準にまで回復しております。

決算説明の最後になりますが、19ページ、「財産の状況」につきましては、記載のとおりで、次期標準システムに関連するミドルウェアライセンスが新たに追加となっております。

次に、21ページを御覧ください。

議案第12号「令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」です。

おめくりいただき、23ページです。「補正額」は、歳入歳出予算ともに2,580万5,000円の追加です。「補正理由」は、本年10月からの郵便料金の改定に伴い、後期高齢者医療特別会計予算が不足することから所要の経費を補正するものです。

財源については、「市町村支出金」を充当することとしております。

次に、25ページを御覧ください。

議案第13「令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」です。

おめくりいただいて27ページです。「補正額」は、歳入歳出予算ともに28億9,194万1,000円の追加です。

「補正理由」は、郵便料金改定に伴う通信運搬費の増、支払基金拠出金が見込みを上回ったことに伴う支払基金拠出金の増、医療財政調整基金への積立金、及び令和5年度保険給付費等の実績に基づく、各種負担金等の精算に係る経費を補正するものでございます。

【歳入】の、「市町村支出金」「国庫支出金」及び「県支出金」は、実績に基づく精算により、負担金の不足分を受け入れるものです。「繰入金」は、一般会計からの繰入金と医療財政調整基金からの繰入金、「繰越金」は、令和6年度に繰り越

した前年度特別会計決算の歳入歳出差引額を、国・県などへの返還金等の財源に充当するものでございます。

【歳出】の「総務費」につきましては、一般会計予算の補正で御説明させていただきましたが、本年 10 月からの郵便料改定に伴い、療養費等の支給決定通知などの経費を計上する「通信運搬費」において不足が見込まれることから、所要の経費を増額するものとし、「医療財政調整基金経費」として前年度の繰越金の一部を返還金に充てたのち、その残額を医療財政調整基金に積み立てるものでございます。

次の「支払基金拠出金」につきましては、「出産育児支援金」が、当初の見込みを上回ったことから、所要の経費を増額するものであり、その次の「諸支出金」は「償還金」で、市町村・国・県・支払基金から受け入れた令和 5 年度分の負担金などのうち、実績に基づく超過分を返還するものでございます。

以上で、議案第 9 号から第 13 号の補足説明を終わります。

○議長（古泉幸一）

次に、監査委員から議案第 10 号及び第 11 号についての審査結果の発言を求められております。これを許可します。

◎監査委員（小柴昭彦） はい。議長。

○議長（古泉幸一） 小柴監査委員。

◎監査委員（小柴昭彦） 監査委員の小柴です。よろしくお願いいたします。意見書については、皆様のところにいっていると思いますが、これをまとめてお話をいたします。

地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 2 項の規定により、審査に付された令和 5 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であるものと認められました。

また、予算の執行状況についても、おおむね適正に執行されたものと認められました。

意見のむすびについて申し上げます。

令和 5 年度は保険料率改定作業の年でしたが、保険料の負担増の最も大きな要因は医療給付費の増額であるため、被保険者 1 人当たりの医療費の伸びを抑制し、

適正化を図るため、各種医療費適正化事業を継続していくとともに、関係市町村と更なる連携を図り、生活習慣病重症化予防など各種保健事業を効果的に推進し、後期高齢者の健康保持と健康寿命の延伸に一層努力していただくことを期待しますということです。

令和6年12月2日には、紙の被保険者証が廃止となり、マイナ保険証によるオンライン資格確認が基本となることから、マイナ保険証の利用促進と丁寧で効果的な周知広報に努めるとともに、マイナ保険証を持たない被保険者への資格確認書の交付を混乱なく円滑に進めていただくようお願いします。

最後になりますが、今後も医療制度を取り巻く環境の変化や制度の複雑化が想定されますが、引き続き、被保険者が安心して適切な医療を受け、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送ることができるよう国や県及び構成市町村などと連携し、安定的な制度運営と事務局の体制強化に努めることを期待します。

なお、詳細につきましては、お手元の決算審査意見書を御参照いただきたいと思います。

以上で、決算審査に係る意見の報告を終わります。以上であります。

○議長（古泉幸一） ありがとうございます。それでは、これより、議案第9号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」の質疑に入ります。通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第9号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（古泉幸一） 次に、議案第10号「令和5年度新潟県後期高齢者医療広域

連合一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第10号「令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

○議長（古泉幸一） 次に、議案第11号「令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第11号「令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

○議長（古泉幸一） 次に、議案第12号「令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、

で、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 12 号「令和 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（古泉幸一）次に、議案第 13 号「令和 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 13 号「令和 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全て終了しました。

以上をもちまして、令和 6 年 8 月新潟県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

午後 1 時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議長

古泉 幸一

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

大竹 雅春

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

村山 郁夫